



2012年5月8日提出

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代 表 名 代表執行役社長 佐々木 則夫  
(コード番号:6502 東、大、名)  
問合せ先 広報室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社が、2006年に導入し、2009年5月8日付取締役会決議及び2009年6月24日開催の第170期定時株主総会における承認に基づき更新した株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、2012年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）満了のときをもって有効期間が満了となります。

これを受けて、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランを一部修正した、株式の大量取得行為に関する対応策（以下修正後のものを「本プラン」といいます。）を3年間更新することを、本日開催の取締役会において決議しましたので、お知らせいたします。本プランについては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただいた上で更新いたします。

なお、本プランの更新にあたり、意向表明書の提出の手續の新設、発動事由の追加等所要の変更を行っていますが、旧プランの実質的内容から大幅な変更はありません。

### 1. 本プランの概要

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手續を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付け等を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社経営陣から独立した社外取締役のみで構成される特別委員会は、外部専門家等の助言を独自に得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の評価、検討、開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手續を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する

買付である場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項を付した新株予約権の無償割当ての実施）がなされ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

（次頁の対応方針図を参照いただくとともに、本プランの正確かつ詳細な内容については4ページ以降をご参照ください。）

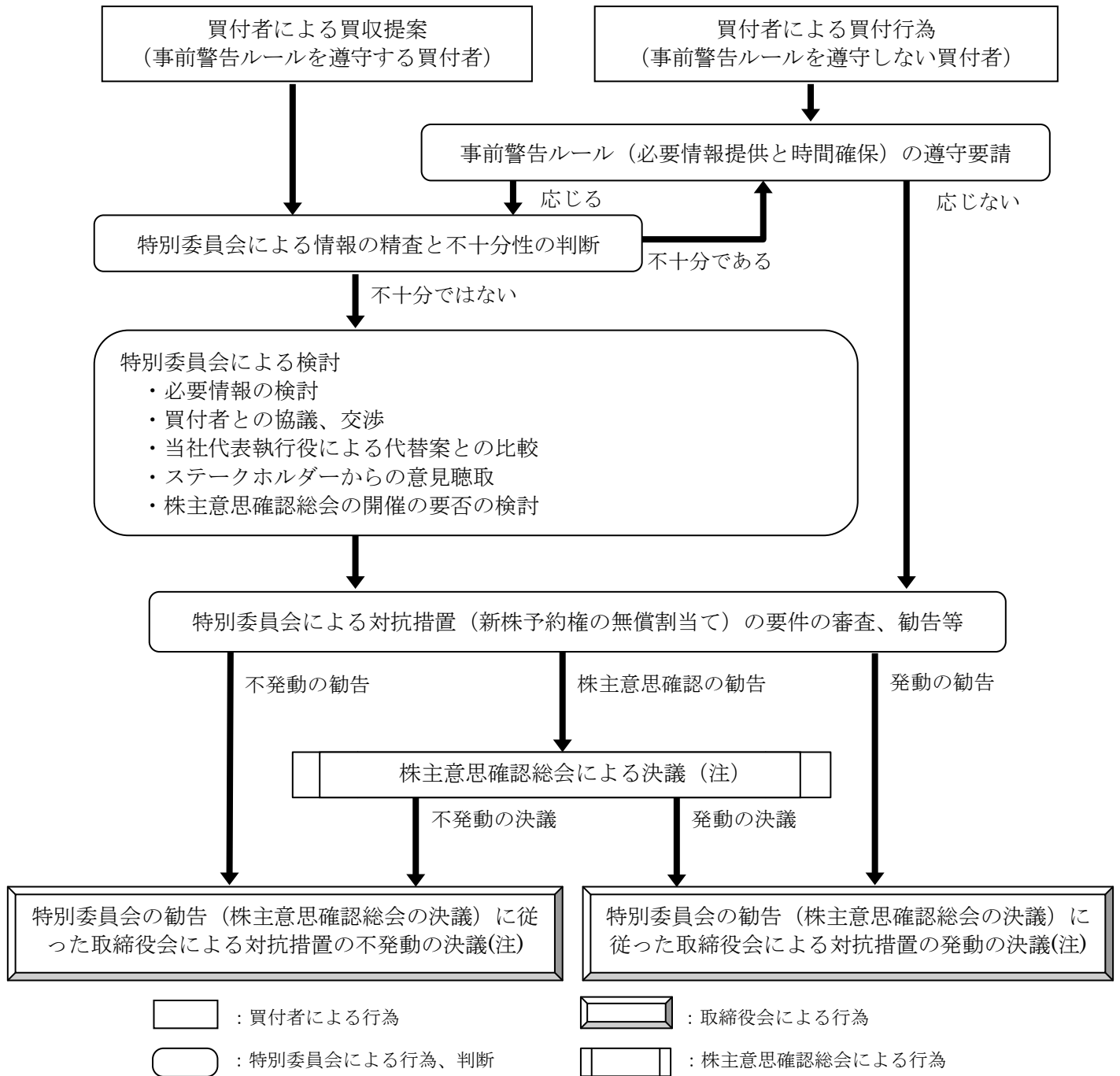
## 2. 本プランの特徴（合理性）

本プランは、買収防衛策に関する実務や司法界等関係機関の議論等を踏まえた上で、以下のとおり合理性、透明性の高い仕組みになっており、判断プロセスを客観的かつ明確にし、対抗措置の内容を詳細に定め、かつ、株主の意思をより反映しやすくしています。

- ・ 本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を図ることを目的として、かつ、当社経営陣の地位の維持を図るものではありません。
- ・ 本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に一部修正の上更新することといたします。
- ・ 本プランに基づく対抗措置は、発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付け等が行われようとする場合に限り、発動することといたします。
- ・ 本プランに基づく対抗措置を発動するためには、当社取締役会があらかじめ設置する特別委員会の勧告の手続を経ることが必要です。
- ・ 特別委員会は、独立性の高い3名以上の社外取締役のみから構成され、社内出身の取締役や経営陣である執行役は特別委員会の決議に参加できません。
- ・ 特別委員会の判断の透明性を高めるため、決定内容その他株主の皆様に参加となる資料については、原則として速やかに開示いたします。
- ・ 本プランに基づく対抗措置である新株予約権の無償割当ての具体的内容は、本プラン中3.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めています。
- ・ 当社取締役会は、いつでも本プランを廃止することができます。
- ・ 本プランの有効期間は、3年としています。

なお、本定時株主総会において、取締役選任議案及び本プランの更新にかかる議案が承認された際の当初の特別委員会の委員及び委員長として当社取締役会により選定される予定の社外取締役候補者については、本日付当社プレスリリース「特別委員会委員選定予定者の決定について」をご参照ください。

当社株式の大量取得行為に関する対応方針図



(注) 特別委員会が対抗措置の発動に先立ち株主の皆様の意思を直接確認すべき旨を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を開催した上、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

なお、1 頁から本頁までに記載の内容は、あくまで本プランに対する理解に資することのみを目的に、簡略化した上、ご参考として記載しています。本プランの正確かつ詳細な内容については、本文をご参照ください。1 頁から本頁までの記載内容と、本文の内容との間に齟齬がある場合には、本文の内容が優先します。

以上

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、人々の夢をかなえ、社会を変える商品・サービスを通して、お客様に安心と笑顔を届け続けることが使命であり、この使命を果たすことを通じて企業価値の向上・株主共同の利益が実現されるものと考えています。このような認識の下、当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目指しています。

当社は、創業者田中久重から引き継がれる当社グループのDNAである「飽くなき探究心と情熱」を忘れず、従業員一人ひとりが熱い情熱を持って行動し活躍できる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えています。また、当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

当社グループは、我が国有数の事業規模を有し、その事業範囲もデジタルプロダクト、電子デバイス、社会インフラ、家庭電器等と極めて広範囲に及んでいます。従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する買付や事業計画の実現可能性・適法性・適切性、当社の有形無形の経営資源・ステークホルダーに与える影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値・株主利益を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、以上の要素等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

### 2. 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは環境変化に強く高収益な企業体質を確立するための事業構造改革を継続し深化させるとともに、新たな収益基盤の確立に向けた事業構造転換を強力に推進してまいります。

#### ◎ 事業構造転換

当社グループの将来の収益確保と新たな成長に向け、成長著しい新興経済地域への展開を継続、強化するとともに、注力事業の強化加速、世界初、世界 No.1 商品・サービスの開発等を推進していきます。

また、情報の大容量化とネットワーク化が進む中、競争力ある情報通信技術の開発等を他社とも協同しながら進めることでクラウドサービスの基盤を構築し、当社グループの事業展開と優位性を支えるインフラの整備に努めていきます。

#### ① 注力事業の強化加速

将来の事業成長を確保し新たな収益の柱とすべく、以下の各注力領域で事業拡大を更に加速していきます。

- ・統合ストレージ（記憶装置）事業

NAND 型フラッシュメモリ、高性能 SSD からハードディスク装置までの幅広いラインアップにより、部品事業にとどまらないソリューションの提供を行っていきます。

- ・スマートコミュニティ事業

ネットワークを通じた大容量情報の最適管理を支えるクラウドサービスを基盤とし、エネルギーから情報、セキュリティ、水、交通、医療まで、街全体に係るトータルソリューションを提案していきます。

- ・パワーエレクトロニクス・EV 事業

エネルギーの効率的な利用に不可欠な製品である高効率モータ、省電力インバータ、二次電池等を活用し、交通ソリューション事業の展開を加速していきます。

- ・再生可能エネルギー事業

地熱、太陽光、小規模水力、風力等のラインアップ拡充とそれによる最適なエネルギーソリューションの提供を行っていきます。

- ・ヘルスケア事業

検査領域に加え、当社グループ内の連携と強みの融合による治療領域の取り組み強化と IT 技術化領域の拡大を推進していきます。

- ・デジタルプロダクツ融合商品・サービス事業

映像とパソコンの技術を融合させた商品の本格展開に加え、電子書籍等のコンテンツ、サービス事業の拡大を進めていきます。

#### ② 世界初・世界 No.1 商品・サービス

注力事業の更に先を見据えた次々世代の成長の芽を育成するため、他社に先駆けた「世界初」の魅力的な商品・サービスで新たな市場を創出するとともに、シェア No.1 を続ける「世界 No.1」の商品・サービスで高収益の実現を目指します。これに向けたイノベーションを加速するため、人財の多様性推進、研究費の注力分野・新領域への集中、飛躍的な発想の創出とその具体化を進める仕組みの整備等を推進していきます。

#### ③ 新興経済地域への展開

今後も高い成長が見込まれる新興経済地域においては、地域に密着した商品投入と広告展開強化の相乗効果によりブランド価値をより一層向上させるとともに、事業拠点や販路の強化、海外人員の配置充実を含めた営業力の強化により利益ある売上拡大を実現していきます。

#### ◎ 事業構造改革

当社グループは、更なる効率化や資産の有効活用による企業体質の変革を進めるとともに、事業の集中と選択を引き続き推進し、各事業課題の抜本的見直しによる全事業黒字化と高収益化の実現に向けた事業構造改革を継続し深化させてまいります。

具体的には、3年間累計の固定費を約1兆5,000億円削減するとともに、変動費についてもグローバル調達拡大や調達先の複数化等により、調達・物流コストの削減を進めてきています。このほか、円高に対応するグローバル最適生産・調達体制の構築、国内外の販売、サービス、生産拠点の集約・最適化、欧州政府債務危機への備えとして棚卸管理の徹底、資金枠の確保等の各種施策を推進し、経営基盤と事業継続マネジメントの強化を図ります。

#### ◎ 部門別の施策

以上のような全社方針に基づき、以下のとおり事業部門ごとの成長戦略を実行してまいります。

##### ① デジタルプロダクツ部門

新興経済地域への地域に密着した商品投入の継続、広告展開と店頭展示の連携強化、販路の拡大等により売上拡大と高付加価値化を推進し、映像事業の早期黒字化を目指します。

また、従来のハードウェア単体のビジネスをサービス、ソリューション、コンテンツの各事業と連携したものにしていくことで、消費者向けだけでなく企業向けビジネスの拡大も進めていきます。

##### ② 電子デバイス部門

開発人材の拡充により競争力のある製品の確実な開発と立上げを推進し、他社に先駆けた次世代 NAND 型フラッシュメモリの開発、高画質・低消費電力の実現によるデジタルカメラ向け CMOS センサ分野でのシェア拡大、高成長のパワーデバイス市場への積極的展開によるディスクリートの収益力強化等を目指していきます。

また、製品の共通化による品種の絞込み、新興経済地域の市場深耕、拠点の集約・最適化等により利益の更なる拡大を目指します。

##### ③ 社会インフラ部門

海外での更なる需要拡大に向けた最適な拠点展開及びリソースの投入により現地との結びつきを強化し、地産地消の加速と規模の拡大を進めていきます。また、震災復興、再生可能エネルギー事業についても引き続き推進するとともに、エネルギーソリューション・サービス事業の展開に向け社会インフラ部門の製品ラインアッ

プを拡充することにより継続的な収益の創出を目指します。原子力事業については、福島第一原子力発電所の安定化に向けた支援の継続や、高い安全性を有する現行プラントの普及を進めるとともに、国際的な安全評価及び設備基準の見直し等に対する協力や更に安全性の高い次世代プラントの供給に取り組んでいきます。

#### ④ 家庭電器部門

白物家電事業については地域に密着した商品の投入により、市場が拡大している新興経済地域を中心に海外事業を拡大し、売上的大幅な増加を目指します。LED照明事業については、コスト競争力を強化するとともに、事業拡大を図ります。

### ◎ CSR、環境経営

当社グループは、引き続きエコ・リーディングカンパニーとして環境経営を推進するため、環境性能 No.1 の商品創出や先進的低炭素化技術のグローバル展開による事業拡大、世界 No.1 の低環境負荷の実現等により、当社グループの行動計画である環境アクションプランを着実に実行します。また、東日本大震災の被災地に対しては、民間交流、雇用、医療の改善、産業復興や人材育成等を通じ、中長期的に支援を継続していきます。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する対象買付（下記 3. (2) 「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。）が行われる際に、買付者（下記 3. (2) 「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、2012年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

#### (2) 本プランの発動に係る手続

##### (a) 対象となる買付

本プランは、以下のいずれかに該当する買付その他の取得若しくはこれらに類似

する行為又はこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途決定したものを除くものとし、以下「対象買付」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対象買付を行おうとする者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、対象買付を実施してはならないものとします。

#### (b) 意向表明書の提出

買付者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言、買付者が反社会的勢力等でないことを誓約する文言等を含む書面（買付者の代表者による署名又は記名捺印のなされたもので、条件、留保等の付されていないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して日本語で提出していただきます。意向表明書には、買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。

#### (c) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本プランの更新後、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した社外取

---

<sup>1</sup> 第三者に対して買付その他の取得又はこれに類似する行為を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。



締役の中から特別委員会の委員を、委員の中から委員長をあらかじめ選定します。特別委員会の委員は3名以上とします。なお、特別委員会の委員の選定基準、決議要件及び決議事項等について規定する特別委員会規則の概要は別紙2のとおりです。

当社は、特別委員会の委員長又は委員を選定又は変更した場合には、速やかにお知らせいたします。なお、本プランの更新を条件として当初の特別委員会の委員及び委員長として選定される予定の社外取締役候補者については、別途公表いたします。

(d) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者に対して交付いたします。買付者は、当社が交付した書式に従い、買付者の買付内容の検討のために必要な別紙3「必要情報」に定める情報（以下「必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して日本語で提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

(e) 買付内容の検討、買付者との交渉

① 当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、検討開始時（下記(e)②に定義されます。）以降、当社代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書及び上記(d)に従い追加的に提出を求められた情報（もしあれば）が提出されたとき特別委員会が合理的に認めた時（以下「検討開始時」といいます。）以降、原則として最長60日間、買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します（以下かかる特別委員会による情報収集及び検討に

要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。)。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議・交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(f) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、上記の手續を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による対象買付について下記 3. (3) 「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権（その概要は、下記 3. (4) 「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、発動事由のうち、発動事由その 2 の該当性が問題となっている場合（該当するか否かが問題となっている場合を含みます。）には、あらかじめ当該実施に関し、株主意思確認総会<sup>9</sup>（定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとします。以下同じとします。）を開催し、株主意思を直接確認することを勧告できるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当する場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者が対象買付を撤回した場合その他対象買付が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

<sup>9</sup> 会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手續により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含むものとします。以下同じとします。

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付について発動事由のいずれも存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきではない旨の勧告を行います。

上記にかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 特別委員会が検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、代替案の検討、買付者との協議・交渉等のために合理的に必要とされる範囲内（但し、原則として30日間とします。）で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。但し、次の(h)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

(h) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従い本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(f)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に先立ち株主意思確認総会を開催し、株主意思を直接確認することを勧告した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

(i) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、その透明性を高めるため、適用ある関係法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、及び特別委員会検討期間が開始された事実並びに特別委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）、対象買付に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要若しくは特別委員会による勧告の概要、当社取締役会若しくは当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」のとおり、以下の要件の該当性の有無については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることとなります。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない対象買付（対象買付の内容を判断したり、その代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報が株主の皆様に対して十分に提供がなされない場合を含みます。）であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある対象買付である場合
  - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせ、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのある対象買付である場合
- (c) 対象買付の条件等（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、対象買付の後の経営方針又は事業計画、対象買付の後の当社の他の株主、従業員、取引先その他当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な対象買付である場合
- (d) 買付者が反社会的勢力である場合や買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合のほか、対象買付が、刑事罰を伴う適用法令に抵触する結果、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響が生じるおそれがある場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランが発動されることとなった場合、当社が実施することを予定している本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 本新株予約権の割当対象株主、割当数

本新株予約権の割当対象株主、割当数は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式<sup>10</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当ての決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

---

<sup>10</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において定める日までの期間とします。

(g) 本新株予約権の行使の条件

(Ⅰ)特定大量保有者<sup>11</sup>、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者<sup>12</sup>、(Ⅲ)特定大量買付者<sup>13</sup>、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者又は(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>15</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、

---

<sup>11</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>12</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>13</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

<sup>15</sup> 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に対象買付を中止若しくは撤回又は爾後対象買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該対象買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、原則として、当社取締役会の承認を要するものとします。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得を行った日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該非適格者以外の者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。

(k) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から 2015 年 3 月期の定時株主総会の終結の時までの約 3 年間とします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランは、2012年5月8日現在施行されている法令、金融商品取引所の規程等を前提とするものであり、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲内で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 4. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは、以下にご説明しますように、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しており、また、その後の買収防衛策に関する実務や司法界等の関係機関の議論等を踏まえております。

##### (1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に更新されるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。



(2) 独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある 3 名以上の独立性のある社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、対象買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

## 5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」(f)①に記載した特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを想定して売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を蒙る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、原則として、1個の本新株予約権につき1株を上限として取締役会が定める当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、所定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに原則として当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき1株を上限として取締役会が定める当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

### 当社の大株主の状況

2012年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	248,733	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	236,671	5.6
第一生命保険(株)	115,159	2.7
日本生命保険(相)	110,352	2.6
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	97,251	2.3
東芝持株会	93,609	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	83,253	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)	63,595	1.5
日本興亜損害保険(株)	51,308	1.2
(株)三井住友銀行	51,003	1.2

(注) 1. 発行済株式の総数は4,237,602,026株です。

2. 三井住友信託銀行株式会社及び共同保有者2社から、各社が連名で2012年4月18日付で関東財務局長に変更報告書(大量保有報告書)が提出され、2012年4月13日現在、下記のとおり各社共同で291,199千株(6.87%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては当期末時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

会社名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	245,976	5.80
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	8,858	0.21
日興アセットマネジメント株式会社	36,365	0.86
合計	291,199	6.87

## 特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会委員（委員長を含む。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した複数の当社社外取締役の中から、当社取締役会が選定する。
- ・特別委員会委員の任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会が別段の定めをしない限り、当該特別委員会委員が当該定時株主総会において取締役として再任された場合には、再任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの任期で特別委員会委員として再任されたものとし、以降も同様とする。また、特別委員会委員は、社外取締役を退任した場合には、当然に退任する。
- ・特別委員会は、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するという観点から、本プランに規定するところに従い、(i)本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、(ii)本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、(iii)その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項の勧告を行うため、その職務を行う。当社取締役会は、株主意思確認総会により別段の株主意思が示された場合を除き、特別委員会の勧告に従い新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行う。また、当社取締役会が対象買付に関する意見を表明することについて、特別委員会に諮問した場合には、特別委員会はこれについて見解を述べるものとする。
- ・特別委員会は、前項に規定される事項の他、(i)本プランにおいて特別委員会が行うことができる定められた事項、及び(ii)当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項を行うものとする。
- ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の執行役、取締役会からの情報収集に努めるとともに、執行役、取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・特別委員会は、その職務の執行に当たり当社の費用で独立の第三者専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- ・各特別委員会委員は、必要に応じて、随時特別委員会を招集することができる。
- ・特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、出席特別委員会委員の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

以 上

必要情報

- ① 買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等<sup>16</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者による同種の過去の取引の内容等を含みます。）<sup>17</sup>
- ② 対象買付の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 対象買付の価額及びその算定根拠
- ④ 対象買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 対象買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 対象買付後における当社グループの株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーへの対応方針
- ⑦ 対象買付に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容及び取得可能性
- ⑧ 対象買付後の当社グループの経営において必要な国内外の許認可、その維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

---

<sup>16</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>17</sup> 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。